惡名

〔貞丈雜記二人名〕一惡源太、惡七兵衛、惡四郎などの惡の字は、自分に付たるにはあらず、惡事ある人を他人より名づけてよびならはしたるなり、古き書に、惡の字をそへて惡何がしとあるは、皆その人の惡事ありし故と知るべし、

〔玄同放言下人事〕姓名稱謂

不祥の名は、よになきにしもあらねど、いと酷しとおもふは村岡惡人なり、類聚國史八十七刑法部桓武天皇延曆十七年二月壬子朔、美濃國人村岡連惡人、配流淡路國、以停留群盜侵犯百姓也、この惡人も、惡名を賜ひしにあらざるか、おのづからなる名にしあらば、その謫罰、名詮自性ならずや、保元建保の間、惡左府、惡七別當、源爲朝家臣惡右衛門督、惡源太、惡七兵衛、惡禪師など、みづから如此名告れるにあらず、時人その暴惡非義を憎みて、惡字を被せしなり、又天正中に、赤井惡右衛門あり、こは自稱なるべし、又按ずるに、源義平ぬしの外に、惡源太と呼ばはれし武士あり、江濃記に、土岐氏の事を記し、段に、伯耆十郎賴藤、正慶中人ナリ賴藤弟惡源太賴遠、數度高名比類ナシ、オゴリノアマリ、康永ノ比、院ノ御所ノ御幸ニ參リ會ヒ、狼藉シテ身失ヒシカバ、其弟周崔坊入道賴明ニ、美濃ノ守護ヲ給ハルといへり、

〔保元物語二〕白河殿攻落事

爲朝、〇中略手取ニセントテ懸給ヘバ、須藤九郎家末、惡七別當以下、例ノ二十八騎續キタル、

〔平治物語一〕信西子息闕官事附除目事幷惡源太上洛事

爰ニ義朝ガ嫡子鎌倉惡源太義平、母方ノ祖父三浦介ガ許ニ在ケルガ、〇下略

〔源平盛衰記四十二〕屋島合戰附玉蟲立扇與一射扇事

平家ノ方ヨリ越中次郎兵衛盛嗣、上總五郎兵衛忠光、同惡七兵衛景淸、〇中略櫓ヨリ下合テ防戰ケレバ、〇下略